

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

末の妹に全遺産を渡したい。
遺言書はどう書けばよいですか。

私も早いもので70歳になったので、そろそろ今後のことを考えないと思うようになりました。私は田舎で育ち、学校を出た後上京し、最初は会社勤めを、その後は飲食店などで働きました。若い時に結婚し、息子が産まれたのですが、旧家だった婚家とうまくいかず、結局息子は置いて家を出て、離婚に至りました。その後一切音信不通で、今どうしているのか分かりません。

その10年後に再婚した夫は、年がずいぶん離れていたせいか、けんかもせず、30年もの間仲良く暮らしました。でも3年前に亡くなり、今住んでいるマンションといくばくのお金が遺りま

した。少々の年金もあるので暮らしには困らず、ありがたいことだと思っています。一人でいるのは寂しいし何かと不自由なので、割と近くでアパート暮らしをしていた末の妹を呼び寄せ、一緒に暮らしています。私を含めた7人きょうだいは今も全員健在ですが、10歳離れたその妹が私とても仲が良く、私の遺産は妹にすべて遺したいと思っています。

そうですね。

まず相続人の話からしないといけないのですが、ご相談者の法定相続人は、ご主人もいらつしやらないので、最初の結婚で残してきた息子さん一人です。どこにどうしているのか分からないとのことなので、出生時からたどって、現在の戸籍を取り寄せました。

息子さんは存命で15年前に結婚、その際相手の両親と養子縁組し、子供さんも一人産まれています。よく誤解されるのですが、養子にいつても実子としての相続権には全く影響はありません(代わりに扶養の義務をどちらにも負います)。

ご相談者が亡くなった時に息子さんがもし先に亡くなっていたとしても、その子供さん(孫)が代襲相続をするので、やはり全遺産はそちらに行きます。

でも遺産はもちろん、妹さんに遺したいですね。そのためには「私の全財産を〇〇に遺贈する」旨の遺言を書いておかなければいけません。自筆証書遺

言でも公正証書遺言でも法的な効力は変わりませんが、後々登記名義の変更を相続人に請求するために遺言執行者の指定が必要なので、後者がお勧めです。

もちろんそう書いたとしても、息子さんなりお孫さんには遺留分があり、遺留分減殺請求権を行使されれば、全遺産の半分はそちらに行くことになります。その際不動産は妹さんが単独で取得し、その分預貯金は相続人といった分け方も可能です。この請求権は、相続人が相続

開始および遺留分侵害の事実を知ってから1年の短期消滅時効にかかるので、もし万一この間に請求してこなければ、妹さんが単独で取得することができすよ。きょうだいにはそもそも遺留分がないので、遺言を書いておきさえすれば、それはクリアできます。

法律相談とは違いますが、もし今、情報が分かった息子さんであれば、信頼のできる探偵に頼むことになります。

妹さんに遺贈する旨を記載しましょう。
ただし、法定相続人に遺留分があります。

